

関西外国語大学短期大学部学則

第 1 章 本学の目的及び使命

第 1 条 本学は、米英語に関する実際的な専門職業に必要な学術を教授研究し、円満な人格の発達と良き社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法（以下「法」という。）第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(認証評価機関による評価)

第 1 条の 3 本学は、前条の措置に加え、法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受けることとする。

3 認証評価を受けるときの認証評価機関は、受けるたびごとに、適切な機関を選定するものとする。

第 2 章 学科の組織及び人材養成目的等

第 2 条 本学に置く学科の名称及び位置は、次のとおりとする。

英米語学科 大阪府枚方市中宮東之町 1 6 番 1 号

2 本学科は、英語を中心とした言語運用能力の向上を図るとともに、日本と世界のなかで交流するときに求められる人間力と教養を高め、実践的な職業人又は国内外の学士課程教育でより高度な専門性や教養を考究できる人材の育成を目的とする。このために必要な具体的な達成目標等を学生の就学目的や習熟度等に応じて定め、学生に明示するものとする。

第 3 章 授 業 科 目

第 3 条 本学において開講する授業科目は、別表のとおりとする。

第 4 章 修業年限、履修の方法並びに卒業及び学位の授与

第 4 条 本学の修業年限は、2 年とする。

ただし、学年は 4 年を超えて在学することはできない。

第 5 条 本学の授業科目は、総合教育科目及び専門教育科目に分け、これを 2 カ年に配当して教授する。

第 6 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを

標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

第7条 学生は、次に定めるところにより、66単位以上を修得しなければならない。

総合教育科目については必修科目4単位、選択科目から18単位以上 計22単位以上

専門教育科目については必修科目20単位、選択科目から24単位以上 計44単位以上

2 1年間に履修できる科目の単位数の上限及び履修方法については、別に定める。

第8条 単位取得の認定は試験による。試験は、学期末にその履修した科目について筆答、口述、論文等によって行う。評価は次の基準による。

優 100点～80点、良 79点～70点、可 69点～60点、不可 59点以下、不可は不合格とする。

(既修得単位の認定)

第8条の2 他の短期大学又は大学における既修得単位は、次により認定することがある。

(1) 他の短期大学又は大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは、当該単位を本学において履修修得したのものとして認定することがある。

ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

(2) 前号による単位の認定は、総合教育科目の単位とし、第17条の2第2項及び第17条の3第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲とする。この場合において、第17条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えない範囲とする。

(3) 前号に定める認定に関し必要な事項は別に定める。

(卒業)

第9条 本学に2年以上在学し、第7条に規定する単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第9条の2 前条の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与し、別に定める様式による学位記を交付する。

2 短期大学士の学位を授与するにあたっては、専攻分野として英語学の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第9条の3 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「関西外国語大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第9条の4 学長は、学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当したとき、教授会の議を経て、当該学位の授与を取消して学位記を返還させ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 名誉を汚辱する行為があったとき

第 5 章 教員免許状等

(教員免許状)

第 10 条 本学において取得することができる教員免許状は、中学校教諭二種免許状（英語）とする。

2 前項の免許状を得ようとする者は、第7条に定めるもののほか、教育職員免許法及び同施行規則により定める別表(3)の単位を取得しなければならない。

(図書館司書)

第 11 条 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表(4)に定める単位を取得しなければならない。

第 6 章 入学、退学、休学、再入学、復学、留学、 他の短期大学又は大学における授業科目の 履修等、転学及び除籍

第 12 条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、あらかじめ志願する者については9月とすることができる。

第 13 条 本学に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2項の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第14条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

第15条 入学の手続きは、別に定めるところによる。

第16条 病気又は止むを得ない事情のあるときは、退学又は1年以内休学することができる。ただし、休学については更新することができる。その手続きは別に定めるところによる。

第16条の2 前条により退学した者で2年以内に本人の願出により再入学を希望する場合は、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 前条により休学した学生の復学は、願出により学長が許可する。

(留 学)

第17条 在学中留学を希望する者は、教授会の議を経て学長が許可する。

2 教育上有益であると教授会が判断した場合には、外国の短期大学又は大学との協議により1年間に限って本学の在学年限に算入し、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。この場合において、第17条の2第2項及び第17条の3第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、30単位を超えない範囲とする。

3 この場合、留学中でも学費は納入しなければならない。

4 本条に定めるもののほか、留学について必要な事項は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条の2 在学中他の短期大学又は大学における授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

2 教育上有益であると教授会が判断した場合には他の短期大学又は大学との協議により30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項に定める修得単位に関し必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第17条の3 教育上有益であると教授会が判断した場合には、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて

30単位を超えないものとする。

3 前2項による単位認定に必要な事項は別に定める。

(転学)

第17条の4 他の短期大学若しくは大学に、又は他の短期大学（外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度で位置付けられて我が国に置かれている教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものを含む。）から転学を志望する学生がある場合は、正当の事由があると認めるときには、転学を許可することがある。

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第16条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り、届出なくして滞納30日に及ぶ者
- (4) 長期間に亘り行方不明の者
- (5) 履修規程に定める留年期間を経過した者

第7章 入学検定料、入学金、授業料等

第19条 入学検定料、入学金及び授業料等は、次のとおりとする。ただし、このほかに教育に必要な経費を徴収することがある。

入学検定料	入学金	授業料（各年次）	教育充実費（各年次）
30,000円	250,000円	720,000円	250,000円

2 前項の納入方法及び休学者が復学した場合等については、別に定めるところによる。

第20条 授業料は、停学中であってもこれを減免しない。

第21条 第16条により休学する者は、第19条規定の授業料の半額を納めなければならない。

第22条 退学、除籍の者であっても既納の授業料は返さない。未納のときは、直ちに納めなければならない。

第23条 正当の事由により、授業料の納入を延期しなければならないときは、直ちにその旨を届け出て、許可を受けなければならない。

第24条 入学志願者は、願書とともに入学検定料を納めなければならない。

第25条 入学を許可された者は、指定期日までに入学金を納めなければならない。

第25条の2 既納の納付金は、原則として返さないものとする。

2 在籍する学期前にその期分の授業料及び教育充実費を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、又は退学若しくは休学を願い出たときについては、別に定めるところによる。

第26条 教授会において学費を貸与する必要があると認められた者に対しては、別に定めるところによって貸与金を交付することがある。

第 8 章 職 員 組 織

第 27 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び医員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

第 27 条の 2 本学の主要授業科目については、原則として専任の教授又は准教授（外国人教員の担当が適切なものにあつては専任の外国人講師を含む。）に、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教にそれぞれ担当させるものとしつつ、併設の大学との連携その他本学の教育の活性化に資するため、兼任の教員の適切な担当にも配慮する。

第 9 章 教 授 会

第 28 条 本学の学長、教授を以って教授会を組織する。

第 29 条 教授会には准教授、講師、助教その他の職員を加えることがある。

第 30 条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項
- (2) 教授及び研究に関する事項
- (3) 講義又は演習の担任及び教育課程に関する事項
- (4) 学則、規程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、留学、復学、転学及び除籍に関する事項
- (6) 課程修了、卒業認定及び学位の授与に関する事項
- (7) その他本学教授会において必要と認めた事項

第 30 条の 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 学 生 定 員

第 31 条 学生の定員は、次のとおりとする。

英米語学科 入学定員 900 名 収容定員 1,800 名

第 11 章 図 書 館 学 術 情 報 セ ン タ ー

第 32 条 本学に図書館学術情報センターを附設する。

第 33 条 図書館学術情報センターに関する規程は、別に定める。

第 11 章の 2 長 期 履 修 学 生

第 33 条の 2 学長は、学生が職業を有している等の事情により第 4 条に規定する修業年限を超えて 3 年又は 4 年の期間にわたり計画的に履修し卒業することを希望する旨を、あらかじめ入学前に申し出たときは、選考のう

え、長期履修学生として入学を認めることができる。

2 長期履修学生は、第4条ただし書の規定にかかわらず、あらかじめ申し出て決められた3年又は4年の在学期間を超えて、休学期間を含め、2年以内の在学期間の延長をすることができる。在学がその期間を超えるときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

3 本章に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

第34条 本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

第35条 科目等履修生が、その履修した科目について試験を受け合格した場合には、単位を与えることができる。

第36条 本章に定めるもののほか、科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

第37条 公開講座は、学生の研究並びに一般市民の文化向上に資するために開講することができる。

第38条 公開講座は、教授会の議を経て適宜日時を定めてこれを開く。

第14章 学年、学期及び休業日

第39条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第12条の規定により9月に入学した者の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。

第40条 学年を次の2期に分ける。

春学期 4月1日から8月31日まで

秋学期 9月1日から翌年3月31日まで

第41条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月11日

2 前項以外の休業日及び休業期間は、学長が第39条本文に定める学年の初めに学年暦において定める。

3 必要がある場合は、学長は、前2項に定める休業日及び休業期間を臨時的に変更並びに臨時的に定めることができる。

第42条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第15章 保健施設

第43条 職員、学生の保健医療のため、本学に医務室を設ける。

第16章 賞 罰

第44条 操行学業ともに優秀で他の模範となるものに対しては、表彰することがある。

第45条 学生で本学の規則命令に背き、又は学校の秩序を乱し、その学生の本分にもとると認められる者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績不良で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第46条 本学則施行上必要な細則は、学長がこれを定める。

附 則

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

改正	昭和35年4月1日	平成5年4月1日
	昭和40年4月1日	平成6年4月1日
	昭和43年4月1日	平成7年4月1日
	昭和49年4月1日	平成8年4月1日
	昭和50年4月1日	平成9年4月1日
	昭和51年4月1日	平成10年4月1日
	昭和52年4月1日	平成11年4月1日
	昭和53年4月1日	平成12年4月1日
	昭和54年4月1日	平成14年4月1日
	昭和56年4月1日	平成15年4月1日
	昭和57年4月1日	平成16年4月1日
	昭和58年4月1日	平成17年4月1日
	昭和59年4月1日	平成17年12月1日
	昭和60年4月1日	平成19年4月1日
	昭和61年4月1日	平成20年4月1日
	昭和62年4月1日	平成21年4月1日
	平成3年4月1日	平成22年4月1日
	平成4年4月1日	

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第39条から第41条までの改正については、平成24年4月1日から適用する。

別 表

(1) 総合教育科目

	授業科目	単位数
総合教育科目	ドイツ語Ⅰ	4
	ドイツ語Ⅱ	4
	言語コミュニケーション研究(ドイツ語)	4
	言語コミュニケーション演習(ドイツ語)	4
	フランス語Ⅰ	4
	フランス語Ⅱ	4
	言語コミュニケーション研究(フランス語)	4
	言語コミュニケーション演習(フランス語)	4
	スペイン語Ⅰ	4
	スペイン語Ⅱ	4
	言語コミュニケーション研究(スペイン語)	4
	言語コミュニケーション演習(スペイン語)	4
	中国語Ⅰ	4
	中国語Ⅱ	4
	言語コミュニケーション研究(中国語)	4
	言語コミュニケーション演習(中国語)	4
	ハングルⅠ	4
	ハングルⅡ	4
	ハングルⅢ	2
	ハングルⅣ	2
	イタリア語Ⅰ	2
	イタリア語Ⅱ	2
	イタリア語Ⅲ	2
	イタリア語Ⅳ	2
文章表現法	4	
比較文化研究	4	
哲学	4	

	授業科目	単位数
総合教育科目	倫理学	4
	美学	4
	歴史学	4
	人間関係論	4
	政治学	4
	法学(日本国憲法2単位を含む)	4
	経営学	4
	マーケティング	4
	経済学	4
	人権問題論	4
	社会学	4
	環境科学	4
	数学	4
	情報処理概論	4
	情報リテラシー演習A	1
	情報リテラシー演習B	1
	総合科目	4
	K. G. C. ベーシックスA	2
	K. G. C. ベーシックスB	2
	スポーツ健康学Ⅰ	2
	スポーツ健康学Ⅱ	2
海外留学特別実践Ⅰ	4	
海外留学特別実践Ⅱ	4	
ボランティア実習Ⅰ	2	
ボランティア実習Ⅱ	4	
インターンシップⅠ	2	
インターンシップⅡ	4	

K. G. C. ベーシックス各2単位を必修科目とし、その他の科目は選択科目とする。

(2) 専門教育科目

		授業科目	単位数
専門 教育 科目	必修 科目	リーディング&ライティング I	4
		リーディング&ライティング II	4
		リスニング&スピーキング I	4
		リスニング&スピーキング II	4
		リスニング&スピーキング III	2
		リスニング&スピーキング IV	2
	選択 科目	英語文法論	4
		英語表現論	4
		英語音声学	4
		英語学概論	4
		英米文学史	4
		英米作品講読	4
		秘書学概論	2
		秘書実務	2
		スピーチコミュニケーション	4
		ビジネスコミュニケーション	4
		時事英語研究	4
		異文化間コミュニケーション	4

		授業科目	単位数
専門 教育 科目	選択 科目	マスメディア研究	4
		実務英語研究 (航空)	4
		実務英語研究 (ホテル)	4
		実務英語研究 (旅行)	4
		地域研究	4
		リビング・イングリッシュ	4
		通訳基礎研究	4
		資格英語 (英検対策)	4
		資格英語 (TOEFL対策)	4
		資格英語 (TOEIC対策)	4
		資格英語 (英検認定)	4
		資格英語 (TOEFL認定)	4
		資格英語 (TOEIC認定)	4
		英語ゼミナールA	4
		英語ゼミナールB	4
		海外事情 I	4
		海外事情 II	4
		海外事情 III	4
		海外事情 IV	4

(3) 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目	授業科目	単位数
教職の意義等に関する科目	教職概論	2
教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2
	教育心理学	2
	教育制度概論	2
教育課程及び指導法に関する科目	英語科教育法Ⅰ	4
	英語科教育法Ⅱ	4
	道徳教育の理論と実践	2
	特別活動の理論と実践	2
	教育方法の理論と実践	4
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2
	教育相談	2
教育実習	教育実習	5
教職実践実習	教職実践実習(中学校)	2

備考 教職に関する科目については、必修科目31単位を修得すること。そのうち6単位の範囲内で総合教育科目の単位に読み替えることができることとする。修得の方法及び読み替えの取扱いについては別に定める。

(4) 図書館司書に関する科目

			授業科目	単位数
図書館司書に関する科目	必修科目	甲群	生涯学習概論	1
			図書館概論	2
			図書館経営論	1
			図書館サービス論	2
			情報サービス概説	2
			ウェブサービス演習	1
			情報検索演習	1
			図書館資料論	2
			専門資料論	1
			資料組織概説	2
	資料組織演習Ⅰ	1		
	資料組織演習Ⅱ	1		
	児童サービス論	1		
	選択科目	乙群	資料特論	1
			ビジネスコミュニケーション	4
			スピーチコミュニケーション	4
			異文化間コミュニケーション	4
			情報処理概論	4
			図書館特論	1

備考 図書館司書に関する科目は、20単位を修得すること。履修方法については別に定める。